

(仮称) 古町地区将来ビジョン懇談会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市の将来のまちづくりの方向性を示した「新潟都心の都市デザイン」(平成30年7月新潟県・新潟市策定)を踏まえ策定する、古町地区の将来ビジョンについて、学識経験者や関係団体等から幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、(仮称)古町地区将来ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(委員構成)

第2条 懇談会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は令和元年10月24日から令和2年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を1名置き、座長は委員の互選によって決める。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 懇談会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、新潟市政策企画部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行する。